

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公表番号】特表2014-514002(P2014-514002A)

【公表日】平成26年6月19日(2014.6.19)

【年通号数】公開・登録公報2014-032

【出願番号】特願2013-555952(P2013-555952)

【国際特許分類】

A 6 1 B 5/0408 (2006.01)

A 6 1 B 5/05 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 5/04 3 0 0 W

A 6 1 B 5/05 C

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくとも2つの乾燥電極を有する皮膚伝導性センサであって、

当該センサは、前記少なくとも2つの乾燥電極間のユーザの皮膚伝導度を検知するよう
に適合され、

前記電極のうち少なくとも1つは、ユーザの皮膚に接触させるための乾燥皮膚伝導性電
極であって、

当該乾燥皮膚伝導性電極は、水素、リチウム、ナトリウム、カリウム、ルビジウム、セ
シウム及びベリリウムからなるグループから選択される少なくとも1つのドーパントによ
ってドーピングされた貴金属で作られた材料を有し、前記材料は、皮膚と接触するために
前記電極の外面に配置される、皮膚伝導性センサ。

【請求項2】

前記貴金属は、金、パラジウム及びプラチナからなるグループから選択される少なくとも1つの要素である、請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項3】

前記ドーパントは、リチウム、ナトリウム又はカリウムである、請求項1に記載の皮膚
伝導性センサ。

【請求項4】

前記貴金属は、金、パラジウム又はプラチナであり、前記ドーパントは、リチウムである、請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項5】

前記貴金属と前記ドーパントとの間のイオン化電位差は、前記貴金属が皮膚との電気化学反応に関与することを阻止するレベル以上である、請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項6】

前記ドーパントの濃度は、0.1と5%との間である、請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項7】

前記電極は、前記材料で形成される外層を有する、請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項8】

前記電極は、前記外層の下に少なくとも1つの内層を更に有する、請求項7に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項9】

前記少なくとも2つの電極間に電圧を印加するための電圧発生器と、
前記少なくとも2つの電極間の電流を測定するための測定ユニットと、
測定された電流に基づいて皮膚伝導度を計算するための計算ユニットとを更に有する、
請求項1に記載の皮膚伝導性センサ。

【請求項10】

請求項1に記載の皮膚伝導性センサを有する、リストバンド。

【請求項11】

前記少なくとも2つの電極は、ユーザの手首の手掌側に接触するように設けられる、請求項10に記載のリストバンド。

【請求項12】

ユーザの感動的イベントを検出するための感動的イベント検出システムであって、
請求項1に記載の皮膚伝導性センサと、
検知された皮膚伝導度を示すデータを出力するための传送リンクと、
出力されたデータを処理し、出力されたデータに基づいてユーザの感動的イベントを検出するように適合された処理ユニットとを有する、感動的イベント検出システム。

【請求項13】

前記传送リンクは、前記皮膚伝導性センサと前記処理ユニットとの間の無線リンクである、請求項12に記載の感動的イベント検出システム。